

武蔵野市生涯学習計画（仮称）策定委員会傍聴要領

（目的）

第1条 この要領は、武蔵野市生涯学習計画（仮称）の策定にあたり設置した武蔵野市生涯学習計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定数）

第2条 傍聴人の定数は、当日会場における先着順により、各回、10名とする。

（傍聴の手続き）

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申込書に、住所・氏名・電話番号を記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴しなければならない。

2 傍聴券は、委員会当日受付で交付する。

（傍聴席以外の入場禁止）

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
 - (4) 前各号のほか、武蔵野市生涯学習計画（仮称）策定委員会委員長（以下「委員長」という。）が職務執行上支障があると認める者
- （傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、委員会を非公開とする議決があったときは、速やかに

退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。